平成２４年（フ）第２６９号
佐賀県鳥栖市神辺町1582番地１　神辺県営住宅９－４
債務者　野中　善孝
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
大分市長浜町２丁目９番12号　コーポ長浜401
債務者　青木　良美
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１３号
大分県別府市石垣東４丁目４番18号
債務者　水元　美賀
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９４号
鹿児島県鹿児島市坂元町11番16号
債務者　宮薗　武雄
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地
卸タ号39―15号
債務者　前田　耕輔
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目５番27号　横山コーポ201号
債務者　上酔尾さち子
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目６番７―1007号
債務者　池畠　里子
１　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目54番９号　浜田ビル401号
債務者　勝谷　善昭
１　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県大島郡知名町大字瀬利覚2120番地15
債務者　日吉　幸広
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４９号
鹿児島県指宿市十二町97番地１　県営弥次ヶ湯団地２―504
債務者　野元　裕樹
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５２号
鹿児島県枕崎市明和町336番地
債務者　中俣　和江
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５３号
鹿児島県指宿市山川成川5667番地
債務者　室屋　明美
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５０号
秋田県にかほ市院内字下横根74番地１　市営住宅さくらＢ―102号
債務者　佐藤　克行
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３２号
山形県新庄市宮内町７番28号
債務者　圓山　満喜
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１３１号
茨城県稲敷市月出里569番地12
債務者　黒川　　修
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3753番地１　ロータリーパレス佐貫505号室
債務者　永野亜由弥
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
千葉県柏市西原７－６－１　初石病院内、住民票上の住所茨城県取手市桜が丘３丁目15番11号
債務者　内山　　豊
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係